

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

スターチャイルド《和田町ナーサリー》

2024年2月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	6
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	13
A-1 保育内容.....	13
A-2 子育て支援.....	17
A-3 保育の質の向上.....	17

施設・事業所情報

第三者評価機関名

特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

①施設・事業所情報

■名称	スターチャイルド《和田町ナーサリー》
■種別	認可保育所
■代表者氏名	手塚貴子
■定員（利用人数）	60人（57人）
■所在地	横浜市保土ヶ谷区仏向町119
■TEL	045-348-2770
■ホームページ	https://www.starchild.jp/nursery

【施設・事業所の概要】

■開設年月日	令和3年（2021年）4月1日
■経営法人・設置主体	ヒューマンスターチャイルド株式会社
■職員数（常勤）	12名
■職員数（非常勤）	8名
■専門職員（名称別）	・施設長 1人 ・保育士 14人 ・栄養士 1人 ・調理員 3人 ・事務員 1人
■施設設備の概要	・居室数 6 ・設備等 園庭、事務室、調理室、多目的トイレ、乳・幼児トイレ、職員休憩室・更衣室等

②理念・基本方針

保育理念 わたしたちは、子どもたちの無限の可能性を信じ、意欲を引き出し、伸ばす保育を実践します。

保育方針・良く考え、心身ともにたくましい子（子どもの自立と挑戦を支援します）

- ・個性の豊かな子（子どもたちの個性を尊重し、長所を伸ばします）
- ・やさしさと思いやりのある子（社会性＝人とかかわる力を身につけます）

③施設・事業所の特徴的な取組

光・風・香りを感じることが出来る明るさに包まれた保育園で、東側の開口から入った自然な光と風が園全体に行き渡ります。

明るめの木材をふんだんに取り入れ、やわらかい色使いをすることで光が直接的に入るのではなく、素材を通して穏やかな明るさを子どもたちに届けます。

さらに、屋上にある太陽光発電設備も光を通した子どもたちの学びの場になっており、室内にいても季節の光や風、そして香りを感じる快適な空間になっています。

使いやすい広さの園庭は0歳児から楽しむことができ、それぞれの年齢にあった遊びを展開できます。

砂場上部には日よけ設備もあり、日差しを気にせず、じっくりと砂遊びに取り組むことが出来ます。

散歩や園外に出かけると近隣の方が気軽に声をかけて下さり、皆様に優しく見守って頂いています。

④第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2023/5/2	(契約日)～	2024/1/29	(評価結果確定日)
---------	----------	--------	-----------	-----------

■受審回数(前回の受審時期)	回(年度)
----------------	----	-----

総評

【特徴】

◆子どもたちが自主的に行動し、自分のやりたいことや言いたいことを表現できるよう援助しています

職員は、日常の保育の中で、いつもと子どもの様子が違うと察するとすぐ子どもの所に行き「どうしたの？」と声掛けして話を聴いています。子どもの気持ちを汲み取りながら、子どもが次に何をするのか指示するのではなく、子どもが考えて動けるよう言葉をかけしています。また、生活習慣を身につける場面では、一人ひとりに合わせ、子どもが自分からやりたくなるような言葉掛けや援助をし、子どもの様子を見て「手伝っていい」と出来ないところを援助しています。保育士は、日々の生活で子どもたちが次にやる事は何か理解できる分かりやすい言葉で伝え、子どもが意欲的に行動できるよう工夫しています。2歳児クラスでは、朝の会で「トイレに行って、外でいっぱい遊んで、お腹がすいたら美味しい給食食べようね」と言う保育士の声かけで、楽しそうに自分から帽子を取りに行く姿が見られます。幼児クラスになると子どもたちは、一日の流れをつかみ、行動できるようになっています。保育士は、子どもたちに、疑問を投げかけることで、自分たちで調べたり、観察したりと遊びが発展するよう援助しています。保育士は常に「どうしたい？」と子どもの思いを聞くように心掛け、子どもから声が出た後も「じゃあどうする？」と答えを先に言わず、子どもが考えるように関わり、子どもが意欲を持って取組めるよう支援しています。

◆保育士間の良好な連携のもと、円滑に園内の情報を共有しています

保育士は、一人ひとりの子どもの様子を見て行動し、戸外遊びなど子どもから目を離せない場面では連携して丁寧に子どもと関わっています。クラスミーティングを実施して、日々の子どもの発達と状況を把握し、カリキュラム会議では情報共有することで全職員に周知しています。また、毎日の5分間ミーティングでその日の共有すべきことを各クラスから出し合うことで情報を共有し、状況を周知しています。毎

日の記録は必ず目を通すように事務室に置いています。更に、気になる時は午睡時などを使って相談したり、話し合ったりできる風通しの良い関係であるよう努めることで、全ての子ども の状況を理解するよう努めています。

◆保護者の信頼に応えられるよう保育の質の向上に努めています。

法人は、現場を把握している法人の施設支援担当者がマニュアル担当チームを編成して、各種マニュアルの作成や法改正などに従って改訂を行っています。また、園は、園の状況に合わせた独自のマニュアルを作成して職員に周知しています。職員は、マニュアルを確認することで同じ方針で保育を実施できる拠り所にもなっています。更に、毎月の園内研修の他、職員は、年3回の保育スキルや業務姿勢などの法人研修と年1項目のキャリアアップ研修の受講をすることになっています。受講歴は、保護者の目に留まりやすい所に掲示して保護者の信頼を得る手段となっています。職員は、研修を日々の保育に役立て、子どもとの関わりや興味に繋がる取組を実施できるようにしています。園は、保護者アンケートの意見から、外遊びや散歩を指導計画に取入れ積極的に実施するなど、すぐ対応して保育の改善に努めています。

【今後期待される点】

◆さらなる地域子育て支援・地域交流を期待します

園は、園庭開放や育児講座、交流保育と子育て支援事業を実施し、子育て世帯の参加があり、少しずつ周知されてきています。また、近隣の方から沢山のまつぼっくりをもらい、クリスマスの制作に活かし、玄関ホールに展示しています。散歩の際は、地域の方から挨拶や声掛けをしてもらう光景も見られます。今後は、さらに子どもたちのために地域を巻き込んで園生活が一層楽しくなる取組の充実に期待します

第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

2021年4月に開園したスターチャイルド《和田町ナーサリー》は、3年目を迎えた2023年12月に第三者評価を受審しました。

勤務するすべての職員で自己評価に取り組み、ひとつひとつの項目を丁寧に確認していく中で、日々の運営や保育について改めて目を向け、話し合い、改善への検討が出来たことは何よりの学びになりました。同時に職員間の共通理解・連携が今まで以上に深まり、大変良い機会にもなりました。

コロナ禍で開園した為、子育て支援事業など地域の皆様との関わりが思うようにいかなかったのですが、今年度より少しずつ交流が出来るようになりましたので、「地域に広く知られ、地域に根付いた保育園」を継続の課題とし、さらに目指していきたいと思ひます。

これからも「子どもたちの無限の可能性を信じ、意欲を引き出し、伸ばす保育を実践する」スターチャイルドの保育理念を第一義にしながら、笑顔溢れる園であるように、職員一同、一生懸命取り組んでまいります。

施設長 手塚貴子

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
a評価：よりよいサービスの水準・状態
b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 </div>	a
<コメント> 園は、法人の保育理念「子どもたちの無限の可能性を信じ、意欲を引き出し、伸ばす保育を実践します」を、園の保育理念として玄関ホールに掲示しています。また、法人のホームページ・パンフレット、入園のしおりに記載して周知しています。園では、「保育理念・基本方針マニュアル」の読み合わせを年1回以上行い、職員会議時に理念唱和を実施して職員の理解を深めています。保護者には、園見学、入園説明会や保護者懇談会で説明しているほか、園内での掲示や保育園向けアプリへの配信などで理解を促しています。また、園見学者（年間約80組）にも説明しています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 </div>	a
<コメント> 社会福祉事業全体の動向や、地域の各種福祉計画の策定動向と内容は、法人が情報収集して分析しています。法人が把握分析した情報は、施設長が施設長会議に出席して情報収集しているほか、社員専用サイトや行政からのメールでも情報を得ています。また、施設長は、横浜市の保育施設情報サイトからの配信も確認しています。地域の課題や実情は、保土ヶ谷区内園長会や地域の子育て支援連絡会、虐待防止連絡会への出席や民生委員との交流、町内会の回覧板などから情報収集しています。また、コスト分析は、損益計算表（備品・人件費予算の進捗状況）、利用率の分析は、園児数推移表を作成して毎月法人に報告しています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 </div>	b
<コメント> 経営課題は、施設長が施設長会議に出席して経営状況や改善すべき点などを把握し、課題解決・改善に向けて職員会議で説明し話し合っ周知しています。会議などに出席していない職員には議事録やミーティングノートを確認後、チェックのサインをしてもらっています。園は8月に「キラキラ保育士体験」を開催し、8名の参加を得るなど園の認知拡大に貢献できたと考えています。園児数充足計画は達成出来ていますが、継続するためには更に、園を認知していくことが課題と捉えています。また、課題を会議などで話し合っていますが、職員の十分な理解が得られていません。今後、周知方法の工夫などを期待します。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 </div>	a
<コメント> 園は、5年間の長期計画と3年間の中期計画を作成しています。長期計画は「修繕・大型備品購入」「保育の質の向上」「人材育成」「地域交流推進」の4項目と、数値目標の「園児数充足計画」で構成しています。中期計画は、長期計画の4項目に沿って、経営課題や問題点の解決・改善に計画的に取り組めるよう、年度別に作成しています。中・長期計画は、施設長が職員の意見も踏まえ、法人と協議して作成し、年度末など必要に応じて見直しています。法人が主体となって主任専任制度などの新たな仕組みを検討し、幹部職員の育成を計画するなど解決・改善に向けて積極的に進めています。	

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	---

<コメント>
園は、中・長期計画を踏まえて「基本目標」と「重点目標」で構成した年度事業計画を策定しています。「基本目標」は、職員体制、行事予定、給食・食育、安全管理、人材育成（実習生の受け入れ含む）、苦情要望対応などを明示しています。「重点目標」は、「新型コロナウイルス他感染症対策の徹底」「第三者評価受審」「人材育成」の3項目について、具体的で実施可能な内容を明示しています。保育活動等の時期や回数、職員研修の参加回数を明確に示すなど、具体的に評価を行えるよう配慮しています。今年度、施設長は子どもの戸外活動に特に力を入れて、主任と連携して取り組んでいます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
--	---

<コメント>
施設長は、会議や個人面談などから把握した職員の意見を踏まえて、法人と協議して事業計画を策定しています。事業計画は、実施状況や成果などの評価を行い、当該年度の事業報告を作成しています。その評価や職員の意見、園としての自己評価などを踏まえて、次年度の事業計画を策定しています。当該年度の事業報告と次年度の事業計画は、運営委員会で報告して、内容決定後、法人に報告しています。園では、策定後、職員には周知を行っていますが、理解を促すための取組み十分ではないと捉えていて、理解を深めるための工夫が期待されます。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
--	---

<コメント>
事業計画は、施設長、法人の施設支援担当者のほか、運営委員（保護者の代表）や第三者委員（民生委員など）が参加する運営委員会で報告しています。運営委員会開催後、当該年度の事業報告、次年度の事業計画と運営委員会の議事録を3月に保育園向けアプリでの配信や園内での掲示で保護者に周知しています。また、保護者懇談会を行い、資料を作成し園やクラス運営の説明をしています。欠席の保護者には、資料を渡して説明しています。そのほか、事業計画の個別の取組内容を園だより、保育園向けアプリでの配信や、園内での掲示で保護者に伝えていきます。園は、事業計画の説明は不十分と認識し、今年度より運営についての周知・説明の工夫を行っていきたく考えています。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

<コメント>
法人は、保育サービスの安定的提供と質の持続的向上を目指してISO9001の認証を取得し、園は、年1回ISO9001の内部監査を受審しています。各指導計画や研修報告などは、PDCAの仕組みを取り入れた報告書を使用して、職員にPDCAの実践が身につくようにしています。園では、保育士などの自己評価に基づき、園としての自己評価を年1回実施しているほか、法人が年1回保護者アンケートを実施して、それぞれの結果は、保育園向けアプリでの配信や、園内での掲示で保護者に公表しています。また、開設3年度目の今年度、1回目の第三者評価を受審して組織的な保育の質の向上に取り組んでいます。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
--	---

<コメント>
毎年2月に実施する「園の自己評価」は、正規職員全員が園の自己評価を個別に実施し、施設長・主任が取りまとめて作成した案を職員に確認してもらった上で決定しています。園の自己評価の結果は、職員会議で周知し、課題や改善点を話し合い、職員間で共有しています。自己評価の結果は、3月に保育園向けアプリでの配信や、園内での掲示で保護者に公表しています。自己評価の課題として、地域と密接に関わっていくことを挙げ、職員には地域交流を増やしていきたいが無理をせず進めていくように伝えていきます。また、自己評価の課題を次年度事業計画や次年度保育計画に取り入れるようにしています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 施設長は、園の経営・管理に関する方針と取組を中・長期計画、年度事業計画で明確にしています。また、自らの役割と責任については、園だよりや重要事項説明書での記載や都度口頭で説明しています。役割と責任の具体的な内容は「職務区分の構成と定義」「運営規程」などに記載しています。職員には「職務区分の構成と定義」を更衣室に掲示しているほか、会議などで説明して周知しています。施設長不在時の権限移譲の体制については、会議などで職員に周知しているほか、「施設長不在時は主任がその役割を代行する」と明記した緊急連絡網を職員に配布して知らせています。	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 施設長は、管理職コンプライアンス研修で法令遵守について学び、利害関係者と適切な関係を保持するよう努めています。また、法人や行政などの研修でマネジメントや人事管理など法令遵守の観点で経営について学んでいます。園運営に必要な法令の改定情報は、法人や行政から得ています。毎月、法人の施設支援担当者が訪問時に法令遵守などの確認を行い、施設長に報告しています。職員には、入社前に「保育者マニュアル」を配布しています。本マニュアルで、理念、倫理綱領、人権保育、社会人としての基本といった、職員が遵守すべき事項を職員に周知・徹底しています。また、職員は、法人のコンプライアンス研修を受講して法令遵守に努めています。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 施設長は、保育室での観察や保育日誌で保育の質の現状について日常的に評価・分析しています。保育の質の向上に向けて、日常の会話、個人面談、会議などの機会に職員の意見を聞いています。施設長は、園として保育に関する課題として「積極的に戸外に出かける」を挙げています。安全に戸外に出かけられるよう「散歩マップ」を作成し、また、置き去り事件の教訓から園内研修をするなど職員が協力して課題解決に向けて話し合っ取組んでいます。毎月園内研修を行って知識の共有を図り、法人主催の研修やオンライン研修などで学ぶ場を設け、園全体の資質向上に取り組んでいます。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 経営・人事・労務・財務に関しては、法人が中心となって実行していますが、人事・職場環境の整備については、法人の施設支援担当者や相談しながら施設長が中心となって整え、労務管理を通じて毎月あがる報告から分析を行い、業務の実効性向上を図っています。また、職員には、会議を通して、配置や環境整備について周知しています。人員配置は、職員の経験を考慮し、ベテランと若手を組み合わせるなどの工夫し、日々は主任が中心となって効率的な配置ができるよう努めています。園では、可能な日にノンコンタクトタイムを作り、職員の業務の実効性の向上に取組み、事務時間の確保のための調整をしています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 法人では、「保育スキルの向上や、保育方針の本部・各施設での共通の意識・理解を保つ」などを目的に人材育成計画を策定し、合同研修や階層別研修、社外研修という研修体系と求められるスキル・人材像を明記しています。また、職員の目標設定や施設長との個人面接による人材育成の仕組みも明記しています。採用活動は、法人が主となって行っています。新卒職員には、チューター制度を導入し、育成に向けて取組んでいます。配慮が必要な子どもの対応や職員の研修参加等での配置に備え、余裕のある人員体制が構築出来るよう、積極的な人材確保を計画しています。	

<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a
<p><コメント> 法人は「職員区分の構成と定義」で求められるスキル・人材像を明記し、昇進に必要な経験年数や研修、資格を明確にしたキャリアパスを作成しています。採用、配置、異動の基準は就業規則に明記しています。施設長は、職員別にスキル考課シート、個別目標設定シートを使用し、4月と10月の年2回面談をして人事考課を行い、職員のキャリアアップや課題について共有する機会を設けています。法人は、職位（施設長、主任、一般職員等）・等級を設定して、等級別に求められるスキル、役割、職務内容、昇進の要件を明記しています。職員は、自らの将来的な姿を描くことができる人事制度となっています。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a
<p><コメント> 施設長は、労務管理の責任者として、毎月の勤怠管理作業時に、職員の有給休暇取得状況や時間外労働時間の確認を行い就業状況を把握しています。また、日常の会話や面談などから職員の心身と健康状態を把握して相談に応じています。法人は、職員からの相談窓口を設けるほか、産業医を配置したり、法人の施設支援担当者が月2回訪問したりして、相談に応じています。更に、法人は、職員アンケートを実施して職員の意見や要望を聞いています。園では、職場改善環境会議を毎月実施し、働きやすい職場作りに向けた職員間での共有を行っています。福利厚生に関しては住宅手当、借り上げ社宅制度などのほか、法人が福利厚生サービス提供機関の会員になって様々なサービスを受けられるようになっています。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 法人は、人材育成計画で職位別に求められるスキル・人材像を明記しています。職員は、目標設定シートで、保育スキル、業務姿勢、コミュニケーション、役割・責任等の中からチャレンジ性のある目標を設定しています。目標設定シートは、「何を」「どのように」「いつまでに」と具体的に記入できるようになっていて、施設長は、職員がステップアップでき、結果の評価ができる定数・定量化した目標を設定するよう職員に助言しています。施設長は、年2回目の面談の他、定例の面談以外にも面談を実施して進捗状況を確認して経過を把握し、人材育成に取り組んでいます。</p>	
<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
<p><コメント> 法人は「職員区分の構成と定義」で、職位ごとに専門技術能力の求められるスキル、必要な研修または資格を明記しています。人材育成計画に基づき、法人主催の階層別研修、実技研修、認定研修等を実施しています。園では、職員の希望と施設長の意向を基に、一人年3回の法人研修の受講と年1項目のキャリアアップ研修の受講を目標に、研修への参加を進め、職員の目標設定とリンクするように個別の研修計画を作成して実施しています。また、園内研修を毎月、救急対応訓練・AED使用、「不適切保育」について考える、子ども的人権について、などテーマを決めて実施しています。その他、マニュアルの読み合わせや研修報告発表を実施して必要とされる専門技術や知識の習得に取り組んでいます。</p>	
<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a
<p><コメント> 施設長は、職員のキャリアアップ研修の取得状況を把握し、行政主催の研修等の情報発信して参加を推奨しています。新任職員には、チューター制度を適用して1年間の個別的なOJTを実施しています。職員は、個人別の年間研修計画を策定して法人の研修や園内研修に加え、キャリアアップ研修や行政主催の研修などを受講しています。受講後は、研修報告を作成して社員専用サイトに掲載しています。園では、法人の認定研修で認定を受けたベビーマッサージ、食育、アートセラピー、アンガーマネジメントなどの認定シールを、職員紹介ポートに認定者の印を貼り、保護者にも公表しています。法人は、外部研修の受講を業務扱いとしているほか、研修の交通費を補助する制度を設けています。</p>	
<p>(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
<p><コメント> 園は、事業計画で「保育人材教育や育成を目的とした実習生等の受け入れを行う」と実習に関する基本姿勢を明文化しています。また、法人は、実習生受け入れマニュアルを整備して、受け入れ方法や事前オリエンテーションの内容・実施方法などを定め、受け入れ体制を整えています。施設長は、実習生指導者に関する研修をオンライン研修で受講しています。更に、実習生の特性に合わせた実習計画書等を準備して、実習生や学校側とも連携して進める内容になってはいますが、受け入れ実績はありません。希望があれば受け入れる体制を持っており、今後は期待します。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> 法人は、理念や基本方針、決算情報などは公開していますが、事業計画、事業報告、予算は公開していません。園の苦情解決体制は、玄関ホールに掲示して公表し、苦情の件数と内容を事業報告に記載し、運営委員会で報告するとともに、保護者にも公表しています。園の活動は、地域子育て支援プログラムの案内ポスターを門扉に掲示しています。また、町内会の回覧板や地域ケアプラザ・地域子育てイベントで法人のパンフレットや園の子育て支援プログラムを設置し、子育て支援情報誌に園のプログラムを掲載しています。区内の幼保小連携事業「公開保育」で園の概要リーフレット、パンフレットを配布しています。	
【22】 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> 園の経理処理は、法人の経理規程や小口現金マニュアルに基づき実施しています。マニュアルは、事務室備え付けのファイル【保育マニュアル一覧】で職員が閲覧できるようになっています。経理処理で不明な点は、法人の経理担当者に相談しています。園は、年1回経理・事務処理等の業務運営について、法人の内部監査を受けています。監査の結果は、施設長が職員に説明していますが、職員の周知に関しては工夫が必要であると園は考えています。法人は、経営状況について、税理士による外部チェックを受けています。指摘事項があれば、迅速に対応して経営改善に努めています。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> 園は、地域交流の基本的な考え方について、中長期計画と事業計画に明記しています。園では、子どもの人権を守ろう、子育ておしゃべりカフェなどのパンフレット等、活用できる社会資源や地域の情報に関する資料を、玄関ホールに掲示や据え置いて保護者に提供しています。園は、地域の保育資源ネットワーク構築事業に参加し、近隣施設と共同で双六やうたあそびシアターを作成したり、アルバム作りをして紙面で交流を図っています。また、保土ヶ谷名物「ほどじやが」を一緒に育てたりしています。更に、地域ケアプラザ開催の絵画展に4・5歳児が絵を出展して展示して地域に園を周知しています。5歳児は、隣の駅近隣の図書館まで散歩で出かけ、紙芝居を借りて園で楽しんでいます。	
【24】 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ボランティア受け入れ規定に「ボランティア受け入れにより、施設と地域交流の充実を図る」と基本姿勢を明文化しています。規程には、受け入れ方法、活動への協力、活動の注意事項、活動の内容や、個人情報等の保護などの運営の詳細を定めて、施設長を受け入れ担当者として、受け入れ可能な体制を整備しています。現在、ボランティアの受け入れ実績はありませんが、今年度は「キラキラ保育士体験」を実施して8名の小中高生の受け入れていきます。学校教育への協力としては、2024年1月に区内の中学校で行われる「職業講話」で施設長が保育士の仕事について学生に話を予定しています。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 園は、保育所として必要な社会資源として、地域の関係機関等（小児科・内科・皮膚科・歯科等の医療機関、行政の窓口、地域療育センター、児童相談所、消防署、小学校、近隣園等）の連絡先を事務室に掲示して、職員に周知しています。施設長は、地域の子育て支援連絡会や虐待防止連絡会に参加して、情報交換や解決に向けた取組などを行っています。支援家庭に対しては、関係機関とカンファレンスや個別ケース検討会議に参加し、区子ども家庭支援課や学校などとすぐ連携が図れる体制を整えています。家庭での権利侵害が疑われるような具体的な事案については、行政などの関係機関と情報共有や連携をして対応・支援しています。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> 施設長は、仏向地域子育て支援連絡会に参加して地域の情報共有や地域活動についての検討、意見交換を通して、地域の福祉ニーズなどを把握しています。また、民生委員には、年度末の運営委員会に第三者委員として出席してもらった際に、地域の福祉ニーズについて話を聞いています。園の見学者に対する育児相談を行っているほか、園の地域子育て支援事業の園庭開放などで育児相談の場を設け、気軽に相談できるような努めています。園では、町内会や商店街組合に入会するなど、地域の福祉ニーズなどを把握するように努めています。地域住民に対する相談事業はこれからと考えています。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> 園は、地域子育て支援プログラムとして育児講座(年3回)交流保育(年3回)園庭開放(年12回)を行い、毎週金曜日は育児相談を実施しています。地域住民には園見学时やポスター掲示で情報提供を行っています。また、夏まつりなどの園の行事への招待は、昨年度まではコロナ禍で事前連絡を必要としましたが、今年度はポスターを掲示して参加者を募っています。2月の作品展も招待する予定です。園は、園内の防災対策は行っていて、備蓄品もマニュアル規定より多めに準備して支援に役立てるよう配慮はしていますが、災害時の地域住民のための支援の取組は今後の課題と捉え、園庭等を活用した支援を検討していきたいと考えています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	
<コメント> 保育理念に「子どもの最善の利益を第一に考え」と子どもを尊重した保育を明記し、保育の標準的な実施方法に反映し、日々の保育を行っています。職員は、定期的にマニュアルの読み合わせで確認し、子どもの人権をテーマにした園内研修を受講しています。また、年2回チェックシートを用いて、行動を振り返り、職員間で共通認識を持つように努めています。保育方針に「やさしさと思いやりのある子」を掲げ、日々の保育の中で、子どもが年齢とともに互いを尊重するよう援助しています。園は、子どもには、世界地図や国旗、給食の世界の料理などで多国籍・多文化に触れる機会を作っていますが、保護者にはインクルーシブな保育に関して明示しておらず、今後の課題と捉えています。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	
<コメント> 子どものプライバシー保護に関する配慮事項を具体的に記載した「保育者マニュアル」等を会議などで確認し、周知しています。子どものプライバシー、羞恥心に関して、配慮や言葉かけなどが具体的に示された手順書に基づいて保育を実施しています。身体測定の際は、四方からの視線を遮る柵で仕切り、夏季のプール使用時は遮光カーテンを設けています。また、幼児トイレには扉を付け、おむつ替えはトイレ内の適切な環境を確保するなど、子どものプライバシーを守るように工夫し、生活の場として快適な環境を提供しています。		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	
<コメント> 園を紹介するホームページやパンフレットは、理念や保育方針、園での生活の様子、保育内容と活動など必要な情報を分かりやすく伝えています。また、ホームページにはWEB動画もあり、広く保育園を紹介しています。更に、地域ケアプラザや子育て支援イベントでパンフレットを設置しています。園の利用希望者には、園見学会を少人数制で行い、施設概要を用いて丁寧に説明し、質問や相談の時間も設けています。2023年11月からは、オンラインでの園見学会も開始しています。施設概要は毎年見直しをしています。		
【31】 III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	
<コメント> 保育の開始にあたっては、入園前に入園説明会を行い、重要事項説明書を用いて説明し、同意を得ています。説明会では、保護者が理解しやすいよう、実物を用意し、布団カバーや帽子などと名前の記入例など手に取って見てもらえるよう工夫しています。入園後に重要事項に関して変更が生じた際は、保育園向けアプリを使用して配信し、必要に応じて変更内容に関する同意書の提出を依頼しています。配慮が必要な保護者には、重要事項説明書の英語版を用意し、翻訳アプリを使用したり、行政の通訳を依頼するなど個別に対応しています。また、必要に応じて担当の保健師などに同席してもらうこともあり、職員にも対応を周知しています。		

<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>転園等で保育園の利用変更があった場合は、区で定められた手順に沿って対応しています。引継ぎの手順や文書は定めていませんが、園の利用が終了した後も小学校卒業までは、関係書類を保管して必要に応じて確認できるようになっています。また、卒園時に子どもや保護者に対し、特に文書を渡していませんが、施設長等が窓口となり対応する体制になっています。</p>	
<p>(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>職員は、日々の子どもの表情などから満足を把握しています。保護者には、法人がアンケートを年1回実施して、分析結果を全職員に周知しています。園は、改善への話し合いを行い、保護者に結果と共に今後の取組等を保育園向けアプリで配信して知らせてます。アンケートの意見から散歩の機会を増やして欲しい希望から、年間指導計画に取り入れて実施しています。個人面談は、玄関ホールに「個人面談申込み用紙」を設置して何時でも対応できることを保護者に周知しています。更に、個人面談強化月間を設け、希望を受け付けています。保護者の代表が出席する運営委員会には施設長も参加して話し合い、議事録はアプリで配信する他、園内に掲示して公表しています。</p>	
<p>(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>	
<p>園では、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員（民生委員など）を設置して苦情解決の体制を整備しています。苦情解決の仕組みは、玄関ホールに掲示し、保護者には、入園の際に入園のしおりで苦情相談窓口や苦情解決の仕組みを説明して同意を得ています。また、苦情要望箱を常設して申し出しやすくしています。苦情については、迅速に対応策を話し合い、改善策を職員間で共有すると共に、保護者に、配信・掲示・園だより等でフィードバックしています。また、苦情の件数と内容は、年度の事業報告に記載して、アプリでの配信や園内掲示で保護者に公表しています。相談内容に基づき、運動会は、小学校を借りて全クラス参加できるようにしたり、年間指導計画に散歩の強化を取り入れたりしています。</p>	
<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>保護者には、入園説明会で入園のしおり（重要事項説明書）を用いて、園の苦情相談窓口と第三者委員、かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局と複数の方法や相手を選べることを知らせています。また、入園のしおりには、「家庭と保育園のより良い連携を目指して」として、相談したいことがある時は、担任以外にも主任や施設長などに相談できる事を知らせています。日常では、日々の保育園向けアプリの活用や、送迎時に職員が声掛けする他、事務室がカウンター式になっていて、声をかけやすく、相談しやすい雰囲気を作って対応しています。相談があった時は、プライバシーに配慮して事務室奥のスペースを用意しています。</p>	
<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>職員は、日々の送迎時などでコミュニケーションを図り、信頼関係を築くことで保護者が相談や意見を述べやすいよう配慮しています。園では、職員が相談や意見を受けた際の報告手順、対応策の検討等を記載した「苦情・要望への対応について」を保護者に配布しています。日頃から、相談を受けた職員は、施設長・主任に報告し、迅速に昼礼などで職員間に周知を図り、降園時に検討内容を保護者に伝える手順になっています。相談内容によって検討に時間がかかる場合は、保護者にその旨説明し、確認の時間を確保し、状況確認して保護者に説明するようにしています。意見や相談内容、アンケート結果を基に、法人を交えて検討し、保育の質の向上を目指して、適宜見直しを行っています。</p>	
<p>(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>	
<p>【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>施設長、主任、サブリーダーで構成した事故防止委員会があり、月に1度、園内の事故防止に向けた対応の見直しや改善を行っています。事故防止マニュアルが整備され、その中で事故、軽度な事故、ヒヤリハットを定義し、共通の認識を持つようにしています。また、緊急時の役割分担についても、明確化されています。ヒヤリハット報告を積極的に出しあい、ヒヤリハットが園内のどこで起きたかが一目で分かるように工夫されたヒヤリハットマップを職員が常に確認できる場所に掲示するなど、園全体で事故防止に取り組んでいます。また、非常勤職員も含めて全職員対象に、救急救命や置き去り防止等の園内研修も実施しています。</p>	

【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

<コメント>

感染症マニュアルが整備され、職員間で周知しています。嘔吐下痢処理手順は写真入りで分かりやすく示されており、さらに簡易版も作成され、迅速に対応できるようにしています。マニュアルの読み合わせの他、園内研修で嘔吐処理について学び、全職員が衛生的な処理ができるようにしています。手の洗い方について、分かりやすいポスターが貼られ、子ども達にも手洗いの大切さを伝えています。感染症発生時には、施設長に各クラスの情報が集約され、保育園向けアプリにより、保護者へ迅速に情報を提供しています。また、日頃からほけんだよりにより、感染症についての予防策や流行状況について情報を発信しています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
--	---

<コメント>

安全管理・災害時対応マニュアルが整備され、自衛消防隊を組織して、非常時における各職員の役割が明確になっています。併せて電気が止まった場合、発電機がない場合、水道が止まった場合等を想定した業務継続対策も講じています。ハザードマップにおける浸水地区となっているため、浸水対応の避難確保計画を立て、訓練も実施しています。備蓄品は3日分を準備しており、リストも作成しています。緊急時の安否確認については、保育園向けアプリ及び災害伝言ダイヤルを使用することとし、訓練もしています。職員の安否確認は、警備会社のサービスを導入しています。地域の消防署と年に1度避難訓練を行い、子ども達に対してキッズ防災教室も実施しています。今後は災害時における地域での連携体制を整えることが期待されます。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
---------------------------------	---------

【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
---	---

<コメント>

保育士業務マニュアルを始め、乳児対応、散歩等々様々なマニュアルが整備されています。マニュアルは、子どもの人権を尊重した内容になっています。日々の保育は保育計画に基づき、デイリープログラムによって実施されています。日々の保育の振り返りや主任が各クラスの保育を見て回ることで、標準的な実施方法かどうか確認をしています。マニュアルに記載された内容を基に保育を行います。常に保育環境を見直し、子ども一人ひとりの現状の姿に合わせた保育ができるようにしています。

【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
---	---

<コメント>

日々の保育については、保育日誌やドキュメンテーションを活用し、マニュアルに記載されている標準的な実施方法に照らし合わせてどうか検証する仕組みがあります。毎月のカリキュラム会議のほか、必要がだと考えられる場合は随時見直しを行うようにしています。年度末に次年度に向けて、検証・見直しを改めて行い、会議で話し合います。また、戸外活動を増やしたり、コロナ禍においての手洗いの強化など、保護者アンケートや保育所自己評価の結果を保育計画やマニュアルに反映させるようにしています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
-------------------------------------	--

【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
--	---

<コメント>

指導計画作成の責任者は施設長となっています。全体的な計画に基づいて、年間指導計画、月間指導計画、週日案が作成されています。保育計画の他、食育計画及び保健計画も作成しています。入園時は「新入園児入園時状況確認表」を用いて、一人ひとりの家庭での状況を把握し、園での様子を見ながら指導計画に反映させています。計画の作成には、栄養士等も関わり、また、嘱託医や子どものかかりつけ医の意見を聞いたりすることもあります。配慮が必要な子どもの場合は、面談により保護者の意向も把握し、園での生活について関係療育機関にも意見を聞きながら個別の計画を作成します。指導計画は日誌や毎月のカリキュラム会議で振り返りや評価を行っています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
--	---

<コメント>

年間指導計画は4半期ごとに、月間指導計画は毎月カリキュラム会議で振り返りと評価を行っています。子どもの姿に合わせた柔軟な対応ができるようにしており、評価を次の計画に活かすようにしています。また、乳児は保護者との日頃のコミュニケーションの中で、おむつ外しや離乳食についてなど意向を把握し計画を見直すこともあり、その場合はカリキュラム会議で周知します。子どもたちの様子や天候等により、デイリープログラムを急遽変更する場合は、変更内容を施設長と主任に確認のうえ、職員が常に確認できる場所に掲示し、周知しています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

全職員が、パソコンやタブレット端末を使って保育園向けアプリを共有できる環境が整っています。指導計画や連絡帳は保育園向けアプリを活用し、全職員が他クラスのドキュメンテーションや指導計画を見ることができ、保育の実施内容を共有できるようになっています。記録の書き方や内容については、主任が指導を行い、園長が確認をしています。保育に関する情報は、基本的に全職員に共有するようにしており、閲覧する場合は、見たらチェック表にチェックするなど情報共有について工夫して取り組んでいます。また職制や法人本部からの指示により、情報が分別されることもありますが、必要な情報が必要な人に確実に届くようにしています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

個人情報保護規程により、子どもの記録や情報の取扱い等について定めています。保護者に対して、個人情報について、入園時に、保育サービスや法人の広報活動等、利用目的を明確にしたうえで「個人情報取扱いに関する同意書」を提出してもらっています。記録管理の責任者は園長であり、園内のパソコンやタブレット端末には社員別、園別のパスワードをかけ、紙の書類等については、鍵のかかる書庫に保管を行うなど、記録管理を徹底しています。職員は、法人独自の「個人情報確認テスト」を毎年実施し、個人情報保護について理解を深めています。

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<コメント>	
<p>全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針などの趣旨を捉え、法人全体のものとして作成されています。また、法人全体の保育理念、保育方針や目標に基づいた内容になっていますが、その全体的な計画をベースとして、さらに、園の周辺環境や特性を活かした活動内容に変更し、園ごとに作成しています。当園は、地域の実態に対応した保育事業と行事への参加として、「地域子育て支援事業の実施（育児相談・園庭開放・育児講座・保育交流）」と計画として独自に策定しました。策定にあたっては、保育士以外の保育に関わる職員も参画し、全職員が計画を理解するようにしています。全体的な計画は毎年2月に法人から示され、示された内容をもとに、子どもの発達過程や地域性など園独自のものを加味し、次年度の計画を策定していますが、当年度の振り返りや評価を踏まえ、次の年の計画の作成に活かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<コメント>	
<p>「光」をコンセプトとして設計された明るい保育室が配置され、常に適切な温・湿度が保たれています。寝具は0～1歳児は布団、2歳児以上の子どもにはコットを用い、定期的に布団乾燥や消毒を行っています。玩具は3歳未満児は毎日、3歳以上児は週に1回以上消毒を行い、衛生管理に努めています。床や家具は温かみのある木の素材が使われ、子ども達が使いやすいようにデザインされています。子どもたちの生活の中で、食べる場所、寝る場所、遊ぶ場所はそれぞれ分けるようにしています。ワンフロア保育を実施していますが、可動式の棚やロールカーテン、プレイマットなどで小さな空間を作り、子ども達がくつろいだり、寝転んだりするなど、落ち着いて過ごせる場所を作る工夫をしています。また、子ども達の様子や活動、成長に合わせて環境設定も変更しています。手洗い場やトイレは、明るく色彩豊かで、子どもが利用しやすい設備となっています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>保育理念やマニュアルに沿って応答的な関わりを大切に保育に取り組んでいます。入園時には、新入園児入園時状況確認表により、好きなものは何かなど家庭での状況や発達について確認し、把握したうえで保育に当たるようにしています。普段から一人ひとりの子どもの様子をいねいに見て、思考や行動を把握し、その子どもが何を求めているか理解するように努めています。自分を表現する力が十分でない子どもに対しては、表情やしぐさを見たり、「どっちがいい？」と聞いてみるなどして、気持ちを汲み取るようにしています。また、子どもの表情や行動を適切な言葉に置き換えて、子どもの思いを声に出して本人や周りに伝えるように配慮をしています。片づけをしたくないなど、なかなか気持ちを切り替えられない子どもには、満足がいくまでルールの交渉をし、子どもの気持ちを大切にしつつ、切り替えができるように関わっています。理念にもある「positive sentence（否定語、禁止語は極力使わず、肯定形による前向きな言葉がけ）」を用いて、職員は保育を実践しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>一人ひとりの発達に合わせて、保護者とも相談しながら生活習慣を身に付けていけるようにしています。一人ひとりに合わせて、子どもが自分からやりたくなるような言葉がけや援助をしており、日々の職員会議等で情報を共有しています。子どもたちが次やることは何か理解できるような分かりやすい言葉がけや環境設定を行い、子どもたちが動くであろう導線も次の行動に移行しやすく配慮されています。子ども達自身が意欲的に行動できるように工夫しています。排泄は3歳未満児は1～2人ずつトイレに行き、おむつ外しは子どもの様子を見ながら、保護者とも相談して進めています。声かけも「どうする？今行く？遊んでからにする？」と子どもの気持ちを尊重しつつ、様子を見ながら行っていました。朝早く登園した子どもは午前寝をさせたり、子どもの様子を見て、外遊びから早めに部屋に入るなど、登園してきた子どもの全体の様子を見て援助するようにしています。日々の生活の中で、手洗いの大切さを伝えたり、着替えの際着る物を子どもに選ばせるなど、基本的な生活習慣の習得に対して、子ども達にとって無理のないように取り組んでいます。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
---	---

<コメント>

各保育室は、年齢にあった玩具や絵本が置いてあり、子ども達は自分の好きなものを選んで遊べるような環境設定を行っています。保育士に「～やりたい」と自分から意見を言う姿も見られました。戸外遊びを積極的に行い、天気の良い日は散歩へ出かけています。進んで身体を動かすことができるよう、ダンスや体操の曲は子どもたちのリクエストで決定しています。行事に向けて、保育士の声かけからみんなで一つの大きな製作物を作ることにつながったり、日常生活の中でも、折り紙を子ども同士で本を見ながら教えあったり、給食の場面では、欠席が多かった日に、テーブルに何人ずつ座るかをみんなで考えて着席するなど、友だちのことを考えて共に生活することが自然にできています。散歩では、地域の人と元気よくあいさつを交わし、「道路を横断する時はどうするのか」という保育士の声かけで子ども達は自分から手をあげて渡っていました。訪問調査の日は、地域の人からもらったというまつぼっくりがたくさん保育室に置いてあり、そのまつぼっくりを使って製作を行っていました。保育室には、散歩で拾ってきたどんぐりや、飼育しているメダカやカブトムシもいて、子ども達はいつも自然を身近に感じています。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

保育室は1階の一番奥の静かな落ち着いた場所に配置されています。子ども達の発達に合わせて、保育室内の環境や玩具の見直しを常に検討して実施しています。つまり立ちができるようになった子どもの目線に合わせて壁面や棚の配置も工夫しています。玩具は、子どもが興味を持ちそうなものを取り出しやすい棚に置いてあり、遊びの場面では、子ども達は好きな玩具に触ってみたり、保育士の膝の上でゆったり過ごしたり思い思いに楽しんでいます。歩き始めたばかりの子どもには、保育士が呼びかけ、一步を踏み出すことが楽しくなるような関わりをしていました。保育士は一人ひとりと応答的な関わりを大切にして、信頼関係が築けるように配慮しています。関係が築けるまでは、関わる職員をある程度限定し、信頼関係を作ることで子どもの情緒の安定を図るようにしています。子どもが思い通りにいかないことがあり、泣き出してしまった時には、すぐに抱っこして場所を変えて、「どうしたのかな」と話しかけ、気持ちを落ち着かせるように援助していました。また、連絡帳を通じて、また登降園時のコミュニケーションにより保護者との連携を心がけています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

一人ひとりの子どもの状況に応じて、子どものやりたい気持ちを引き出す言葉がけを意識して保育をしています。遊びの中でなかなか次の活動に移れない子どもに対して、「どうする？どっちでもいいんだよ。」と子どもの声を聞きながら気持ちを尊重するようにしています。排泄や着替えの際は、おむつは棚から自分で持ってトイレに向かい、服も保育士が「どれにする？」と子どもが選ぶようにして、一人ひとりの子どもに対して着脱しやすくように援助し、できないところだけ手伝うようにしています。保育室では、ブロックやおままごとなど、それぞれが自分の好きなことをして遊ぶことができます。園庭でも、端から端まで走ってみたり、自由に歩いて虫を探したり、植物を観察したりできるようにしています。園庭の隅に大根が植えられており、興味深そうに眺める姿がありました。保育士は、友だちとの関わりを持てるよう、子どもたちの興味・関心に合わせ声掛けを行い、自由遊びの中でも少人数グループで次の活動に向かうよう促しています。また、異年齢の子どもと遊ぶ機会を設けたり、散歩にでかけ、地域の人など保育士以外の大人との関わりも持てるようにしています。連絡帳を通じて、家庭環境なども把握し、保護者とも連携しながら援助をしています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

保育内容や環境設定は常に見直しと検討を行い、子ども達の発達に合わせた保育が展開できるようにしています。保育室では、絵本を読んだり、オセロなど年齢相応のルールのある遊びを友だちと楽しんだり、好きな遊びをして過ごしています。公園で拾ってきたどんぐりを水につけてどうなるかを予想して実際に実験をしてみるなど、不思議に思ったこと、やりたいと思ったことができるように保育士と一緒に楽しみながら支援しています。保育士は常に子ども達に「どうしたい？」と問いを聴くように心がけ、子ども達から声が出たあとも「じゃあどうする？」と答えを先に言わないようにして、子ども達自身で考えるように関わっています。行事も日常の遊びの延長上にあるものとして、子ども達が普段から好きな絵本を行事の発表につなげるなど、子ども達が意欲を持って取り組めるようにしています。子ども達の間で思いの行き違いがあっても、気が付いた保育士が自分が手が離せなくても「〇〇ちゃんが悲しいお顔してる」とすぐに他の保育士に声をかけ、その時の子どもの話をじっくり聴き、また遊びに戻れるようにしていました。子どもたちの様子は、ドキュメンテーションにして保護者に発信し、日頃から成長をとともに共有しています。

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
---	---

<コメント>

障害のある子どもが入園した場合は、「要配慮児対応マニュアル」「気になる子対応のフロー」に沿って対応します。子どもの思いを大切に、園で穏やかな過ごし方ができるように考えています。園内で落ち着いて過ごせる場所を確保したり、その子どもが好きな玩具や興味を把握し、環境を整備します。普段から他の子どもと無理なく関わられるように支援しており、障害のある子どもが一人で遊んでいたことに、他の子ども達が興味を持って一緒に遊べるよう、声かけを行ったり、より遊びが発展するように援助をしています。保護者とは、個別面談等を通して、子どもの様子を共有し、連携をしています。また、横浜市西部療育センター等専門機関の巡回訪問を通じて対応に関するアドバイスを受けながら、保育内容の検討や見直しを行っています。職員は、障害児保育の研修を受講し、知識を深め、保育に活かすようにしています。保育所の保護者に対し、障害児保育を実施していることは表記していますが、内容や考え方を示してはしません。園の方針を伝える取組に今後期待します。

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
--	---

<コメント>

長時間保育について、指導計画の中で留意点を考慮しており、一日を通して無理なく過ごせるよう配慮しています。朝早く登園する子どもは午前寝をしたり、お迎えが遅い子どもはしっかり午睡の時間を取るなど、その子どもの生活リズムに合わせて配慮しています。延長保育は、補食を提供し、予約制ではありますが、夕食も提供しています。朝・夕は異年齢の合同保育となりますが、子どもの状況や希望によって活動を分けるようにしています。特に夕方は、子どもの疲れも出てくることから、プレイマット等に横になってゆったりすることもできるようにしており、その場合は他児との衝突等を防ぎ、安全に過ごせるよう、環境の再設定も行うようにしています。玩具も、その時いる子どもに合ったものを出すようにしています。それぞれの子どもについては、毎日実施している5分ミーティングのほか職員会議とその会議録、主任による口頭伝達等で、職員間で情報共有を徹底しています。また、毎日引継ぎノートに特記事項や保護者へ直接伝える内容を記載して、保育士と保護者との連携が取れるようにしています。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
--	---

<コメント>

小学校との連携について全体的な計画の中で位置づけ、アプローチカリキュラムにより、より小学校への円滑な接続が行えるよう保育を行っています。11月より5歳児クラスは、園で「就学準備教室」を開始し、午睡をなくし、法人オリジナルのドリルや好きな遊びをするなど、就学時の生活を意識できる活動を行っています。また、近くの公園で、近隣の保育園3園と年長交流会としてドッジボールを行い、年長児同士の交流を図る機会を作っています。さらに、5歳児クラスは近隣の小学校5年生と1年生との交流会に参加し、小学校への期待と見通しを持てるようにしています。保護者に対しては、就学に向けての不安や相談がある場合は、随時個人面談を設定し、対応するようにしています。保土ヶ谷区内の幼保小連携事業に積極的に参加し、意見交換等を行い、円滑な連携を図れるようにし、横浜市の幼保小接続期研修会にも保育士が参加して、横浜市のかけはしプログラムなどの理解を深めるようにしています。また施設長の責任のもと、保育所児童保育要録を作成し、各関係小学校へ送付しています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a

<コメント>

健康管理マニュアルのほか、傷病対応マニュアル、投薬マニュアル、熱中症予防マニュアル等それぞれ整備しており、それらに沿って対応しています。また、保健計画を作成し各指導計画に反映させています。子どもに体調の変化・けががあった場合は、保護者へ連絡し、状況を説明したり、場合によってはお迎えを依頼したりしています。日頃、子どもの健康状態に関しては、毎日の5分ミーティングで必要な情報は周知するようにしています。保護者からは、予防接種の状況など送迎時に知らせてもらうようにし、常に最新の情報を得られるよう努めています。保護者に対して入園のしおりで「保育園での健康管理」として、園の方針を詳細に示すほか、ほけんだよりを発行したり、行政からの情報等の配信を掲示することにより、健康に関わる情報発信をしています。SIDSについては、保健計画においてとくに入園当初は睡眠状況の確認を強化することとし、また毎年10月に園内研修で取り上げ、全職員が参加してSIDSについて知識を習得し理解を深めるよう取り組んでいます。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
--	---

<コメント>

内科健診と歯科健診を年に2回実施しています。また、3歳以上児は尿検査を、3歳児のみ視力・聴力検査を年に1回実施しています。結果については、児童健康台帳に記載して職員間で共有し、保護者には書面で伝えています。健康診断の結果、再受診が必要と判断された子どもがいる場合は、再受診を勧めるようにします。健康診断の結果や保護者からの食後の歯磨きについての意見を踏まえ、幼児はうがいを強化することとしました。健康診断を実施する嘱託医及び嘱託歯科医は、子ども達のかかりつけ医となっている場合が多く、常に相談しやすい関係性となっています。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに法人で「食物アレルギー誤食事故防止マニュアル」を策定し、これに沿ってアレルギー疾患のある子ども一人ひとりに丁寧に対応しています。アレルギー疾患のある子どもの食事は、食器やトレーを別の色にして視覚的に違いを分かりやすくし、一番最初に配膳をするようにしています。アレルギー疾患のある子どもの食事を担当する保育士は、一目で分かるよう違う色のエプロンをして、調理室から食事を受け取る際には、献立を声を出して確認するようにしています。子どもが食事を摂る場所も、他の子どもたちとは分けて、誤食の防止に努めています。また、アレルギーの食材を使わない給食の日も、普段と同じように、他の子どもたちと分けて食事を摂るようにしています。保護者から「生活管理指導票」を提出してもらった時に、施設長、担任保育士、栄養士が園での生活について面談して、配慮事項などの確認をしています。状況に変化があった場合も、その都度面談して確認しています。職員はマニュアルの確認のほか、アレルギー対応についての研修を受講し、知識や情報を得ています。園でのアレルギー対応について、他の保護者には入園のしおりで方針を伝えています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>

保育の計画の中に食育計画を位置づけ、「クッキング保育・食育計画」を作成し、取組みを行っています。楽しく、落ち着いて食事を摂る工夫として、席の配置を工夫したり、クラス合同で食べるなどしています。年齢の小さな子どもは手づかみで食べたり、保育士がスプーンに食事をのせると自分で口に入れたりしており、一口食べると保育士が「おいしいね」「上手だね」と声をかけ、子どもたちの食が進むように援助をしています。決められた量を配膳していますが、無理に全部食べさせるようなことはせず、個々の子どもの様子に応じて、量を加減しています。食器は重みを感じてもらうことを趣旨として強化磁器の食器を使っています。食事はワンプレートにせず、皿と茶碗を使い、食具は発達に合ったものを使えるように用意をしています。栄養士による食育活動として、食材に触ったり、食に関する話を聞く機会を持つ活動をしています。また、幼児クラスは月に1回おやつバイキングを実施し、自分で好きな味を選んで食べる楽しい時間として実施しています。保護者に対しては、給食サンプルを毎日掲示し、給食日より人気メニューのレシピを紹介するなど、家庭と園との食への関心の継続性を意識した取り組みをしています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

法人の統一献立により、食事を提供しています。旬の食材を使った季節感を意識した献立となるよう配慮されています。また、月に2度星型にくり抜かれた人参が入るメニューがあり、子どもたちにとって園の給食が印象深いものになるよう工夫しています。子どもたちの食べる量や好き嫌いは、毎日の残食調査記録や検食簿の記載を見て把握し、それにより食材の切り方や調理方法を工夫して、子どもたちの嗜好に合った食事となるよう努めています。職員会議では、子どもたちの食事について、栄養士と保育士間で普段の給食の様子について情報共有を行ったり、食育計画を立てたりしています。月に1回以上、「郷土料理メニュー」や「行事メニュー」を取り入れ、献立に変化を持たせる工夫をしています。給食室衛生管理マニュアルが作成されており、それに基づき、衛生管理が適切に行われています。また職員は衛生管理研修会に参加し、より知識を深めています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>家庭との連携については、登降園時に日常的にコミュニケーションを取り、保護者からは家庭での様子について、園からはその日の保育の様子を伝えあい、情報交換を行っています。3歳未満児は保育園向けアプリの連絡帳機能の活用もしています。全クラスにドキュメンテーションの配信も行い、日々の保育内容を写真を使うことで分かりやすく伝えることができています。また、毎月のクラスだより「今月の保育目標」を記載し、保護者により年齢に沿った保育の意図や内容を理解してもらえるよう努めています。行事も、保護者とともに子どもの成長を共有できる機会ととらえ、行事の終了後はクラスで集まって小さな懇談会を行って、子どもの様子について話し合うなどしています。クラスの懇談会を毎年度3月に開催し、改めて園の保育方針を伝えたり、当年度の振り返りや次年度の保育内容の説明を行っています。その際、家庭での様子も話をしてもらい、保護者同士の情報交換もできるようにしています。懇談会の内容は必要に応じて記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>登降園時の、保護者とのコミュニケーションや日々の連絡帳等を通じて、日頃から信頼関係を築くようにしています。保護者に声をかけたり、保護者から声をかけやすい玄関の近くに事務室があり、いつでも相談に応じる体制があります。個人面談は、特に期間を定めておらず、強化月間は設定しますが、基本的には随時開催とし、保護者の希望により行うようにしています。相談内容は、育児に関しておむつ外しの相談から午睡の仕方など多岐にわたり、保育所としての専門性を活かした助言を行っています。面談の際は、落ち着いた話ができる場を設けて、面談記録は決められた様式があり、記録された内容は個人ファイルに保存し、必要があれば職員間で共有したり、時系列に整理し、年度が変わっても振り返りが確認できるようにしています。クラスで相談を受けた場合は、主任や施設長に報告して相談する体制ができており、内容によっては主任や施設長が同席して面談をするようにしています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<コメント>	
<p>児童虐待対応マニュアルを作成し、これに沿って早期の対応ができるようにしています。子どもの朝の受け入れ時、家庭での様子や子どもの顔色、表情、機嫌などのほか、前日からの変化等も確認しています。合わせて着替えの時にも身体を観察し、早期発見に努めています。少しでも虐待等の可能性がある職員が感じた場合は、日々のミーティングや会議で情報を共有し、対応を検討するようにしています。保護者がいつもと違う様子が見られた場合は、声をかけ、話を聴いて、保護者にとって無理のないように寄り添うように努めています。話を聞き、園では対応が難しいと考える場合は、専門機関や専門職と連携することとしています。また日頃から、職員間の情報共有や対応の統一、保土ヶ谷区等関係機関とも密に連絡を取り、スムーズに連携ができるように体制を整えています。近隣5区で虐待防止研修を実施するなど、地域で虐待防止に取り組む姿勢があり、研修には職員が参加して虐待の早期発見や対応について学んでいます。虐待等権利侵害については、ケースそれぞれの対応となるので、引き続き地域でのネットワークへの参画や園としての研鑽を積まれるよう期待します。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<コメント>	
<p>指導計画や保育日誌は評価・反省を記載する様式となっており、日々、翌日以降の保育につなげることを意識して自己評価を行っています。日々の自己評価では、単なる反省や報告で終わらず、子どもの育ちや意欲的な姿を捉え、保育実践を評価するように取り組んでいます。また、ドキュメンテーションを作成することにより、様々な視点から子どもの姿を捉えるようにしています。園内でドキュメンテーションを共有することにより、遊びがクラス内で終わらず、他のクラスへ広がったり、いろいろな視点が入り、保育士間より保育実践について改善や意識、専門性の向上につながっています。各会議の中や日常保育の中でも保育士間で意見や質問を出し合いながらともに考えていく姿勢と環境があります。保育士の自己評価はカリキュラム会議などで、保育計画を作成する際に活かされ、また園全体の保育実践とその評価につながるようにし、常に質の向上に努めています。</p>	

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



特定非営利活動法人
よこはま
地域福祉
研究センター

Yokohama Community development Research center

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
